秘 密 保 持 契 約 書

　国立大学法人滋賀医科大学（以下，「甲」という。）と○○○○○○○（以下，「乙」という。）とは，相互に相手方に開示する情報の秘密保持に関し，次のとおり契約を締結する。

（目的）

第１条　甲及び乙は，甲乙間での「○○○○」に関する共同研究の可能性を検討（以下「本検討」という。）するために，自己の判断に基づき必要と認めた範囲内で，自らが任意に処分することのできる情報を，相互に相手方に開示する。

（定義）

第２条　本契約において秘密情報とは，下記の情報をいう。

　一　相手方から書面（サンプル等の有形物，電子媒体及び電子的手段による場合を含む。）で開示・提供される情報で，「厳秘」又は「秘」を明示された情報，及び口頭により開示された情報で，開示時に「厳秘」又は「秘」である旨明確にされ，且つ開示後１４日以内に当該情報を書面にし，「厳秘」又は「秘」である旨明示して通知された情報をいう。

　二　本検討の結果得られたデータ，情報等で，甲及び乙が秘密であると合意した情報

（適用除外）

第３条　次の各語のいずれかに該当する情報は，秘密情報から除かれるものとする。

　一　相手方から開示されたときに既に公知であった情報，又は開示後に受領者の責に帰し得ない事由により公知となった情報

　二　第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手したことを証明できる情報

　三　相手方から開示された時に既に自ら保有していた情報

　四　相手方から開示された後，秘密情報と関係無く自ら独自に開発したことを証明できる情報

（秘密保持）

第４条　甲及び乙は，秘密情報を厳重に秘密として保持し，事前に相手方の書面による承諾を得ることなく，これを第三者に開示・漏洩等しないものとする。但し，法令又は官公庁の要請により開示を強制され，当該要請に従い秘密情報を開示する場合には，この限りではない。

２　甲及び乙は，本検討のために知る必要のある自己の役員・教職員（従業員）に対してのみ，秘密情報を開示するとともに，当該開示を受けた役員・教職員（従業員）に，本契約に基づき甲及び乙が負担する義務と同等の義務を負担させることを，当該相手方に保証するものとする。

（秘密情報の使用）

第５条　甲及び乙は，秘密情報を本検討遂行のためにのみ使用するものとし，他の目的に使用してはならない。

（複写・複製の禁止）

第６条　甲及び乙は，事前に相手方の書面による承諾を得ることなく，秘密情報を複写・複製してはならない。

（返却）

第７条　甲及び乙は，本契約が終了した場合又は相手方からの要求があった場合，速やかに秘密情報が記載された全ての書面等を相手方に返却し，又はこれを廃棄するものとする。

（契約締結の事実等の秘匿）

第８条　甲及び乙は，本契約締結の事実及び本契約の内容を厳重に秘密として保持し，第三者に一切開示・漏洩等しないものとする。

（技術情報等の輸出）

第９条　甲及び乙は，本契約の履行において，外国為替及び外国貿易法，輸出管理令，外国為替令，並びに省令（以下，「外国為替及び外国貿易法等」という。）を順守するものとする。

２　甲及び乙は，本契約の履行に関し，相手方から提供を受けた技術情報を外国へ輸出，又は非居住者へ提供する場合には，外国為替及び外国貿易法等の定めるところに従い，必要により日本政府の許可を受けなければならない。

（損害賠償）

第10条　甲又は乙は，故意又は重大な過失によって相手方に損害を与えた場合には，その損害を賠償しなければならない。

（有効期間）

第11条　本契約の有効期間は，〇〇○○年○○月○○日より○年間とする。但し，期間満了前に甲乙間で書面により合意することによって，本契約の有効期間を延長することができる。

２　前項の規定に拘らず，第４条は本契約終了後３年間有効に存続する。

（協議）

第12条　この契約に定めのない事項，その他疑義を生じた事項について必要があるときは，甲，乙が協議して定めるものとする。

（裁判管轄）

第13条　本契約に関する訴えは，大津地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

　この契約の締結を証するため，本契約書２通を作成し，甲，乙それぞれ１通を保管するものとする。

　　　　　　　年　　月　　日

（甲）滋賀県大津市瀬田月輪町

国立大学法人滋賀医科大学長

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　○　○　○　○　　　印

　　　　　　　　　　　　　（乙）